

新しい食農教育の構築¹

明治学院大学 西村万里子研究会 農林水産分科会

太田敬輔² 小林茉菜美³ 並木栄里香⁴ 山浦理穂⁵

2014年11月

¹ 本稿は、2014年12月13日、12月14日に開催される、ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム 2014」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、西村万里子教授（明治学院大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

² 明治学院大学法学部政治学科3年

³ 同上

⁴ 同上

⁵ 同上

要約

今日、朝食を食べない、脂質の取りすぎ、野菜をあまり食べないなどの食生活の乱れから来る生活習慣病が問題視されている。これは成人に限った問題ではなく、子供の頃からの生活習慣に起因しているともされている。また成人になってから発症するのではなくすでに、肥満傾向の子供も多くいる。私たちは大人になってから生活習慣を見直すのではなく、子供のころから正しい知識を持ち、規則正しい食生活を身に着けることが大切だと考えている。

そこで私たちが注目したのは平成 17 年に施行された「食育基本法」である。そしてそれに沿った形で行われる「食農教育」を子供のころから行うことにより、正しい食生活の知識がつけられると考えている。「食農教育」は農村部の学校で現在でも多く行われているが、都市部の学校では土に触れる機会が少なく、「食農教育」を行うにも課題が多い。

第 1 章では現状分析とし現在の食生活事情、食農教育についての説明を述べる。第 1 節では食生活の現状と食農教育の必要性を述べる。第 2 節において食農教育について具体的な内容やその効果などを述べる。食農教育には具体的な定義はないが、1980 年代から創設され始めた学校農園の流れを汲むもので、主に稲作の体験学習などがある。第 3 節では現状食生活の問題点を検証する。食料消費支出に占める外部化率の推移、肥満傾向児の割合、野菜摂取量などを取り扱う。

第 2 章では先行研究について述べる。先も述べたように食農教育に明確な定義がないので、ここではその実施例及びその課題等をまとめた 2 つの論文を先行研究とする。第 1 節では兵庫県佐用町で行われた食農教育についての論文である「効果的な食農教育の推進」を取り扱う。この論文では食農教育の内容、過程、結果と課題が載せられている。第 2 節では埼玉県立総合センターの調査結果である『「命をはぐくむ食農教育推進に関する調査研究」～県内小・中・高・特別支援学級における「食農教育」に関する実態調査～』を取り扱う。これは食農教育を行っている小・中・高・特別支援学級に調査を依頼し、その現状と課題、結果をまとめたものである。

第 3 章では分析を行う。食育面と食農教育 2 つの面から提言を行うため栄養教諭と JA 横浜に話を伺いに行った。

第 4 章では政策提言を述べる。私たちは先行研究、分析を基に出された課題点等を解決できる内容の食農教育を小学校の総合的な時間の指導要綱に乗せることを提案する。主な内容は教育に一貫性と継続性を持たすため食農教育期間は小学校在籍時毎年とする。また習熟度を測るためとして給食の残食率、朝食の喫食率に数値目標を定め達成を目指す。

また食農教育を円滑に進めるため現在 JA 横浜で行われている、「食農マイスター制度」を県ごと導入し国や県が農家や団体を支援し、その認定されたマイスターが学校側をサポートすることで。専門的な知識と安定した食農教育環境の実現を目指す。

(キーワード：食育、食農教育、マイスター制度)

目次

はじめに

第1章 現状分析

- 第1節（1. 1）食生活の現状と食農教育の必要性
- 第2節（1. 2）食農教育について
- 第3節（1. 3）現状食生活の課題

第2章 先行研究

- 第1節（1. 1）効果的な食農教育の推進
- 第2節（1. 2）命をはぐくむ食農教育推進に関する調査研究

第3章 分析

- 第1節（1. 1）栄養教諭からの話に基づく食育の分析
- 第2節（1. 2）JA 横浜の話に基づく食農教育の分析

第4章 政策提言

- 第1節（1. 1）学習指導要綱の改訂
- 第2節（1. 2）食農教育マイスター制度の導入

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

近年生活習慣病や、若年層の成人病が取りざたされている。その理由は「乱れた食生活」にあるとされている。しかし「乱れた食生活」とはなんだろうか。この言葉だけが独り歩きしてしまい対義語である「正しい食生活」の重要性をぼかしてしまっている。では「正しい食生活」とは何か。しかしそれも満足に答えられない。なぜなら私たちは小さいころからそういった食に関する正確な知識を身に着けてこなかったからだ。

戦後生活習慣病の増加傾向により年間の医療費はどんどん上がっている。こういった諸問題を解決するために国は平成18年3月に「食育推進基本計画」が策定し、食育推進に関する施策について、基本的な方針や具体的な目標に関する事項が盛り込んだ。食育とはその名の通り食に関する教育である。食の大切さ、なぜ朝食を抜いてはいけないのか、なぜ野菜をしっかりと摂取しなければいけないのかといったことを学ぶものだ。

しかし食育だけでは学びきれないものがある。食育などの座学ではなく実際に土に触れ、穀物や野菜を育て、収穫しそれを食すことにより食べ物の大切さ、収穫の大変さ、命の尊さなどがわかる。それが食農教育だ。現在食農教育は主に教育現場で導入されている。しかしこの分野はまだ未発展と言ってもいい。教育現場では教育の一貫性の無さ、作物の管理、教員の知識、鍛錬不足などの課題が山積している。私たちは子供たちに正しい食に関する知識を食農教育を通じて身に着けてもらい、大人になっても生活習慣病や成人病にかかりにくい健康な大人になってほしいと考える。

第1章では現状分析とし現状食生活と食農教育に関しての必要性に関して述べる。現状の食生活は乱れているのは大人だけでなく若年層でも多くみられる。また野菜摂取量に関してはどの年代も目標には達していない。こういった諸問題があるからこそ食農教育が必要だと考える。

第2章では先行研究についてまとめた。過去に実施された食農教育の結果と課題をまとめたものである。第1項の効果的な食農教育の推進はおもに現場の職員の感想が書かれている。また第2項では食農体験をした子供たちの感想が書かれている。

第3章に移っては、食育の面と食農教育から分析するため所沢市の栄養教諭とJA横浜に聞きに行った。

第4章はで政策提言に移る。私たちは先行研究、分析を基に出された課題点等を解決できる内容の食農教育を、小学校の総合的な時間の指導要領に乗せることを提案する。主な内容は教育の一貫性と継続性を持たすため食農教育期間は小学校在籍時毎年とする。また習熟度を測るためとして給食の残食率、朝食の喫食率に数値目標を定め達成を目指す。

しかし、内容を定めてもそれを実行できなければ意味がない。私たちは食農教育を円滑に進めるため現在JA横浜で行われている、「食農マイスター制度」を県ごと導入し国や県が農家や団体を支援し、その認定されたマイスターが学校側をサポートすることで、専門的な知識と安定した食農教育環境の実現を目指す。

第1章 現状分析

第1節 食生活の現状と食農教育の必要性

国民の「食」に対する意識の低下により食生活が乱れ、子どもたちの成長にも悪影響をおよぼしている現状を踏まえて正しい食生活の普及を目指した「食育基本法」が平成17年7月に施行された。また、平成18年3月には「食育推進基本計画」が策定され、食育推進に関する施策について、基本的な方針や具体的な目標に関する事項が盛り込まれた。

「食」は、単に栄養を補給するだけのものでなく、健康・生活・精神に至るまでの生きるための基盤になるものである。今日、栄養摂取の偏りや脂質の摂りすぎ、朝食抜きなど様々な問題が指摘されている。子どもたちには、食生活に関する正しい知識を身に付けさせ、その改善を図ることが求められている。

「食農教育」は、人が生きていくために必要な「食」と、その食料を生産する農業「農」についての学習を知識だけでなく、子どもたちが体験等をとおして五感でとらえ一体的に進めるものである。食べ物や食材が、どのように育てられ流通して食卓に届けられたのかを知るだけでなく、自分で栽培・飼育することで自己とのかかわりから「食」と「農」を考えることが大切である。子どもたちに、「食」に関する正しい知識を身に付けさせ、食生活の改善を図るために、「食」の教育に「農」の体験活動を組み合わせる学習活動「食農教育」を進める必要がある。

第2節 食農教育について

近年「食農教育」への社会的な関心が高まっている。食農教育の明確な定義があるわけではないが、食料を供給する農業の機能・役割を、農作業体験などの具体的な実践を通じて理解し、自らの食生活を捉え直すことを目指す教育のことである。古くは1980年代頃から小学校で学校農園の開設が始まり、1999年に制定された食料・農業・農村基本法では食農教育の推進が謳われている。また、食農教育の類義語に「食育」があるが、2005年の食育基本法制定を契機として、行政・教育機関・食関連企業・農業団体など全社会的に食育の取り組みが実施され始めている。

食農教育では地元農家と学校が連携して米作り、野菜作りなどの農作業、収穫された農作物の加工、調理などを通して「食」、「いのち」について正しい知識を持ち、大切さを学ぶのが目的とされている。実際に行った学校からは「作物を育てる楽しさがわかつた。」、「収穫の喜びを体験できた。」、「作業をとおして、協調性や社会性が身につい

た。」などの意見が出ている。このように食農教育には当初の目的の他にも、子供達への影響は大きい。

また、農業地帯に立地する教育機関にとって、食農教育は地域資源を活用した教育活動という側面ももつ。食農教育を実施するためには、教育機関と農家との密接な連携が必要になる。教育機関は農業という地域資源を活用した特色ある教育をおこない、農家も農作業体験などで消費者と直接交流することによって農業の意義や役割を積極的に発信することが可能になる。

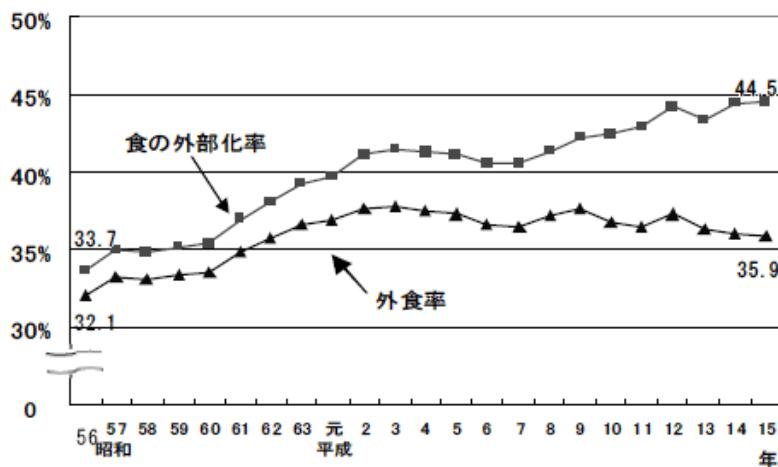
第3節 現状食生活の課題

我が国では、近年、急速な経済発展に伴って生活水準が向上し、食の外部化等食の多様化が大きく進展(図Ⅰ)するとともに、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中、食の大切さに対する意識が希薄になり、健全な食生活が失われつつある。加えて、食に関する情報が社会に氾濫し、情報の受け手である国民が食に関する正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられる。例えば、脂質の過剰摂取(図Ⅱ)や野菜の摂取不足(図Ⅲ)、朝食の欠食(図Ⅳ)に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れが子どもも含めて見受けられる。これらに起因して、肥満や生活習慣病の増加が見られ、過度の痩身等の問題も指摘されるようになってきている(内閣府)。

近年、家の中で行われていた調理や食事を家の外に依存する状況が見られ、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品やそう菜、弁当といった「中食なかしょく」の提供や市場の開拓が進んでいる。こういった動向を総称して「食の外部化」という。また、中食を利用することなどによって家庭における調理や後片づけの手間と時間を減少させるような傾向も「食の多様化」の現象に含まれる。

資料：内閣府「国民経済計算報告」、(財)外食産業総合調査研究センター「外食産業市場規模」、日本たばこ産業(株)資料を基に農林水産省で試算

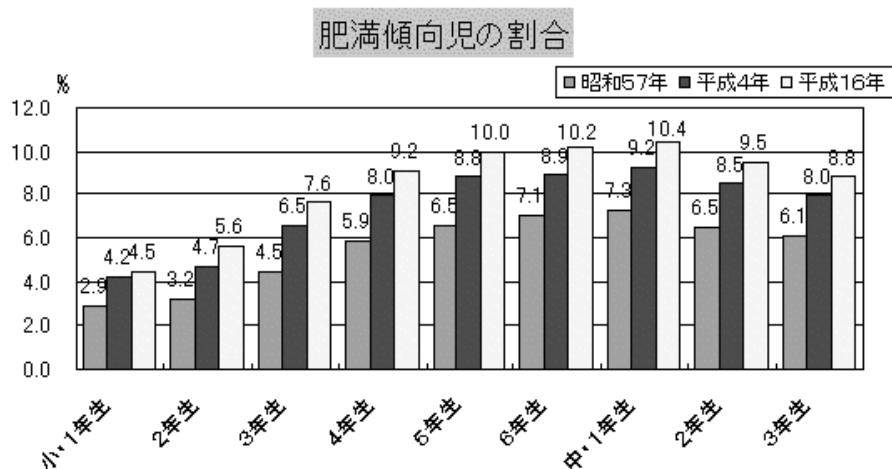
(図Ⅰ) 食料消費支出に占める外部化率の推移



(図Ⅱ) 肥満傾向児の割合

肥満傾向児とは、性別・年齢別に身長別平均体重を求め、その平均体重の120%以上のものをいう。

資料：文部科学省「学校保健統計調査」



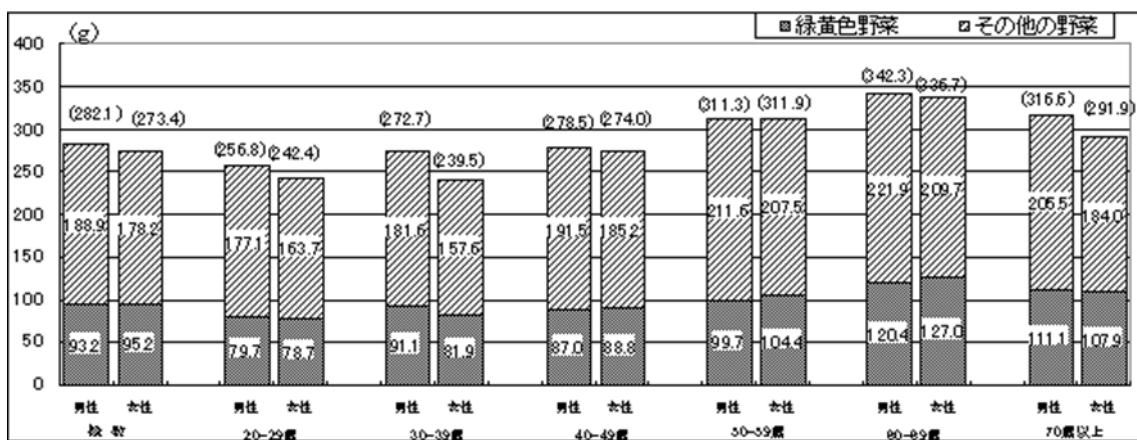
(図III) 野菜摂取量

野菜の摂取量は年齢が高いほど摂取量が多い傾向にあるが、最も多い年代60歳代においても、目標とする野菜摂取量成人350g以上に達していない。

注：()内は、「緑黄色野菜」と「その他の野菜」摂取量の合計。なお、数値は四捨五入のため、内訳合計が総数に合わないことがある。

資料：「平成15年国民健康・栄養調査

(性・年齢階級別)

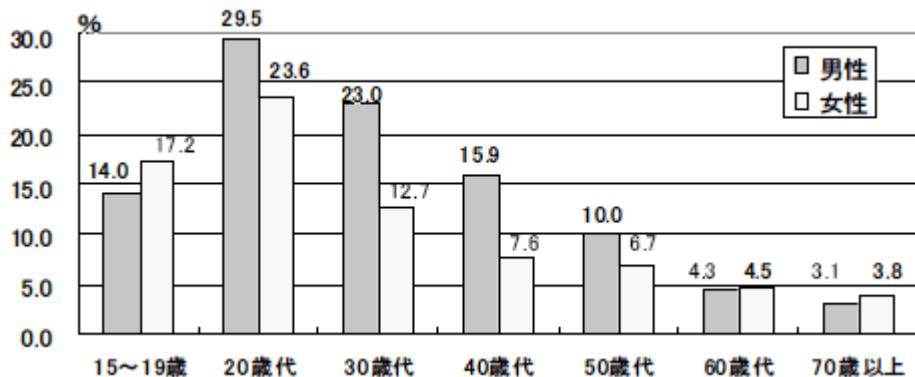


朝食の欠食率については、男女ともに20歳代が最も高く、次いで男性は30歳代、女性は15～19歳が高く年次推移も増加傾向にある。子どもについても、朝食の欠食は増加傾向である。朝食の欠食は、1回の食事の摂取量が多くなり、過食につながる可能性もあることから、肥満や生活習慣病の発症を助長すること、午前中のエネルギー供給が不十分となり体調が悪くなることなど問題点が多く指摘されている。

資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」(平成15年)

注：「欠食」とは、調査日において「菓子・果物などのみ」、「錠剤などのみ」、「何も食べない」に該当した場合をいう。

(図IV) 朝食の欠食率

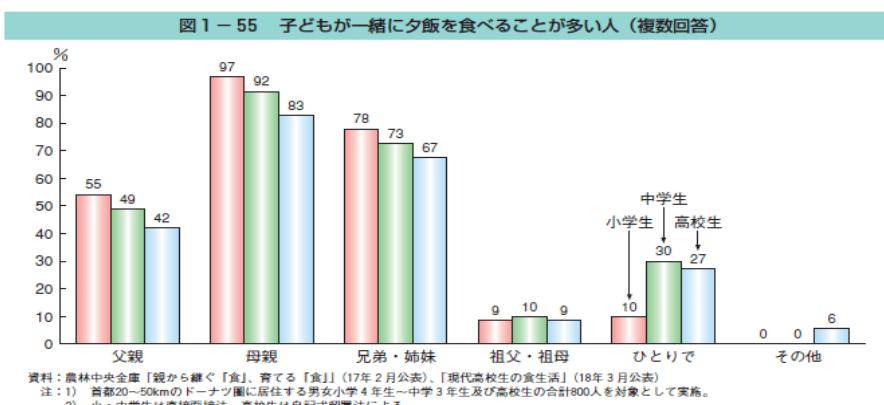


また国民が健康で豊かな人間性を育む上で健全な食生活が重要であり、このことは子どもだけでなくあらゆる世代においても等しく当てはまることである。

しかしながら、近年、栄養の偏りや食習慣の乱れが目立つようになり、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等の問題を引き起こしている。これらの多くは、生活習慣に起因しているが、その中でも食に関する様々な情報の氾濫や料理をする機会の減少等とあいまって、健全な食生活の実現に欠かせない食に関する知識や判断力が低下していることが大きな要因の一つであると考えられる。

また、昨今、家族と暮らしている環境下において一人で食事をとるいわゆる「孤食」(図V)や家族一緒に食卓で特段の事情もなく別々の料理を食べるいわゆる「個食」が見受けられる。現代では核家族化、女性の社会進出により「孤食」が進んでいる。このことにより子供が不規則な食生活取りがちになることもある。これが直接とは言えずとも生活習慣病、夜更かしによる朝食抜きへつながっていく可能性がある。

(図V) 子供が一緒に夕食を食べることが多い人



また食品の安全性が損なわれれば、人々の健康に影響を及ぼし、ときには重大な被害を生じさせるおそれがあるため、食品の安全性の確保は食生活における基本的な問題であり、それゆえに国民の関心も高まっている。

国民が安心して健全な食生活を実践できるようにするために、まず、食品を提供する立場にある者がその安全性の確保に万全を期すべきことが必要である。食品を消費する立場にある者においても、食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深めるよう努め、自ら食を自らの判断で正しく選択していくことが必要である。

第2章 先行研究

第1節 効果的な食農教育の推進

安井文 論文「効果的な食農教育の推進」 教育ファーム

・食農教育が必要となった背景

近年食品の安全性が揺らいでいる。またそういった不安材料も多く報道され情報が氾濫している。そこ国民は正しい知識や、情報を取捨選択していくための知識が必要である。また食卓機能の低下や食習慣の乱れ、栄養バランスの崩れにより子供の基礎的な体力低下や、肥満の増加など健康問題が深刻化して来ている。そこで食農教育を通じライフスタイルの見直しや望ましい食生活の確立、健康的な心身づくりに取り組む。

・食農教育の活動種類

- (1) 農業体験：現在全国の小中学校の6割以上が農業体験学習を行っており、その他にも学外での活動も存在する。また文部科学省や農林水産省の連携により、酪農を通じて子供と地域の交流も展開されている。
- (2) 加工体験学習：加工体験学習は地域の特産物や郷土料理、年中行事に伴う料理などを作ることが多い。
- (3) 産地・直売所見学：産地見学の利点は、実際の生産現場を見ることできるという点だ。普段自分の口に入っているものがどのようにつくられたか知らない子供が多い。「安全安心でおいしいものを食べる（消費者に届ける）ために（農家に）苦労や努力があること」を伝えなければならない。農産物がどのように栽培されているか知り、農家の苦労を感じることで食べ物の大切さがわかるだろう。これは農業理解へもつなげることができるだろう。農業体験と併せることでさらに学習の効果がある。

・現状分析

兵庫県の佐用町は農村地域であり、子供たちは農家や生産現場に近い場所で生活しているが、農作業や伝統食に触れる機会が減少している。そこで地域の人を講師に迎え食農教育に関する様々な活動を年間を通して行っていただく。内容は直売所訪問、特産物であるピーマンや大豆などの栽培、郷土料理の実習、試食、水田の生体の調査、自然薯や桃の栽培現場の見学等。

・食農教育の効果

このように様々な活動が一貫性を持ち作用することで、より効果的な食農教育が行われる。また食農教育をきっかけに、地域住民と小学生の交流もできている。さらに、子供たちが親に働きかけ、休日に直売所を訪問するなど地域とのネットワークもできつつある。

・食農教育実施上の課題

ア 食農教育活動時の課題

食農教育活動時の課題としては活動やその準備にかかる時間が大きいことが挙げられる。学校教員にとって農家や地域住民、他の団体などとの打ち合わせに時間を要したり、休日や夏休みなどに管理を行ったりすることが負担になっている。

イ 食農教育の指導者の課題

食農教育の指導者の課題としては知識の不足が挙げられる。学校農園での栽培活動では、教員が十分な栽培知識を持っていないことが難点となり、すべての作業が地域の協力者の負担となっている。さらに、情報の氾濫する中で偏った活動内容で「食」や「農」への誤った認識を持つてしまうことも懸念される。

この論文では佐用郡佐用町立利神小学校を例としており、佐用町は農村地域であることから食農教育を行うに適した環境だった。食農教育は地域の特性に合わせた活動内容や体系を考えなければならない。佐用町のように、農業が産業の中心となるような農村地域では、生産者と消費者の距離が比較的近い。このため、地元農業者や地域住民を活用し、伝統食や郷土料理などの地域の文化の伝承や地域の担い手育成が食農教育の大きな課題となる。一方、生産者と消費者の距離の遠い都市地域では、農作業体験や生産場見学のような機会を通して生産現場を知ることが大切である。

第2節 命をはぐくむ食農教育推進に関する調査研究

埼玉県立総合センター：「命をはぐくむ食農教育推進に関する調査研究」～県内小・中・高・特別支援学級における「食農教育」に関する実態調査～

今日、栄養摂取の偏りや脂質の摂りすぎ、朝食抜きなど様々な問題が指摘されている。子どもたちには、食生活に関する正しい知識を身に付けさせ、その改善を図ることが求められている。

「食農教育」は、人が生きていくために必要な「食」と、その食料を生産する農業「農」についての学習を知識だけでなく、子どもたちが体験等をとおして五感でとらえ一體的に進めるものである。食べ物や食材が、どのように育てられ流通して食卓に届けられたのかを知るだけでなく、自分で栽培・飼育することで自己とのかかわりから「食」と「農」を考えることが大切である。

そこで埼玉県内の県立公立小中高・特別支援学級における「食に関する指導」、「農業体験学習」、「食農教育」への取り組みなどをアンケートし、その①実態、②成果、③課題を集約し解決する。

調査対象：県内 1443 校を対象にアンケート方式の調査を依頼し、1135 校から回答(回答率は 78.65%)

調査結果(一部省略)：

「食育に関する指導」を行っていますか⇒小学校	はい：91%	いいえ：9%
中学校	はい：79%	いいえ：21%

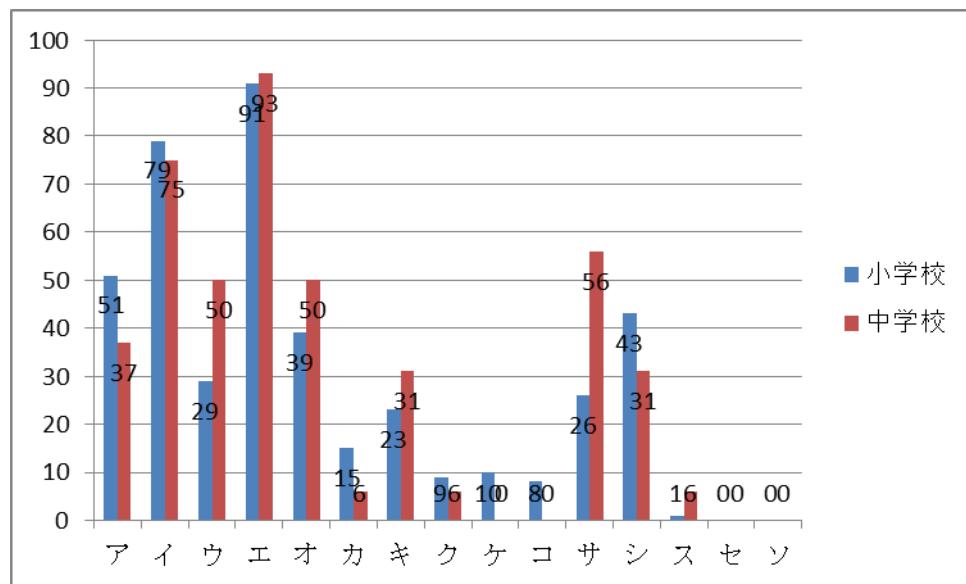
「食育に関する指導」の中で、重点を置いて指導をしている事項はなんですか。⇒
小学校 「食べ物が心身の発達・発育や健康の保持増進に重要な役割を果たしている」

「協力して準備や後片付けをすることによって、協調性や社会性を身に着けさせる」
 「いのちの大切さを食べ物への感謝の気持ちを育てる」

中学校 「食べ物が心身の発達・発育や健康の保持増進に重要な役割を果たしている」
 「自分の食生活を見つめなおし、より良い食習慣を形成させる」

「農業体験学習」(栽培・飼育)では、どのような効果がありましたか。(複数回答可。)

- ア:自然や環境への興味・関心が高まった。
- イ:作物を育てる楽しさがわかった。
- ウ:勤労の大切さがわかった。
- エ:収穫の喜びを体験できた。
- オ:新鮮な農作物のおいしさがわかった。
- カ:農業への興味・関心が高まり、農業の重要性がわかった。
- キ:いのちの大切さが実感でき、思いやりのこころが育った。
- ク:食に対する考え方方が変わった。
- ケ:給食指導の効果がより上がった。
- コ:健康に対する考え方方が変わった。
- サ:作業をとおして、協調性や社会性が身についた。
- シ:生育過程の観察をとおして、驚きや感動、教科等への知的好奇心が引き出された。
- ス:社会奉仕の精神が育成された。
- セ:体験活動をとおして、主体的な進路選択能力が育成された。
- ゾ:その他



「農業体験学習」を今後、導入していく計画はありますか⇒小学はい：100%いいえ：0%
 中学校はい：10%いいえ：90%

「食育に関する指導」を実施し、どのような問題点がありましたか。⇒
 小学校・中学校：「日常の管理が難しかった」、「時間の確保が難しかった」

課題：小中学校合わせて8割以上の学校が「食育に関する指導」を行っている。また農業体験学習の効果は高く、「収穫の喜びを体験できた。」、「作物を育てる楽しさがわかつ

た。」、「自然や環境への興味・関心が高まった。」などの声が上がっている。しかし小中学校ともに「日常の管理が難しかった。」、「時間の確保が難しかった。」等と、授業時間確保の観点から体験活動を伴う指導を行う難しさがあると思われる。「学校教職員に農業の知識が少なく、十分な指導が出来なかつた。」という選択も確認できる。地域の農家やJA、農業改良普及センターなどへの協力依頼、教職員の江南支所での研修などをとおして指導スタッフの増強や教職員自らの指導力向上を期待するものである。

第3章分析

私たちは分析を行うにあたり、実際の現場の状況を聞くためにインタビューを行った。食育と食農教育の2つの面から分析を行うため、食育には埼玉県所沢市の栄養教諭の方から、食農教育ではJA横浜の生活文化部地域ふれあい課にインタビューに行きそこで話を基に分析を行った。

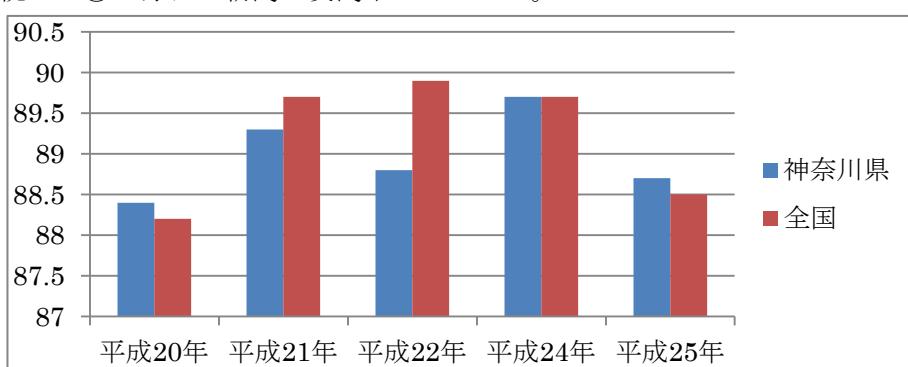
第1節 栄養教諭⁶からの話に基づく食育の分析

現在の食農教育の現場を知るため、埼玉県の栄養教諭の方に話を伺った。話を伺った中で重要視したのは学校や地域の協力体制である。なぜならば、食農教育は他の教育とは異なり、様々な側面において、多くの人の協力が必要不可欠である。しかし、食農教育を積極的に取り入れる教育現場もあれば、そうでないところもある。そのため、栄養教諭を中心となり、積極的に食農教育を推進していくための具体的な効果の結果が必要である。栄養教諭を取り入れることで、生徒だけではなく教職員の食に関する理解も深まり、意識向上につながる。

一つの具体例として平成20年度～平成25年度の神奈川県における栄養教諭の配置拡大による調査結果の4項目の目標を見てみる。目標は①すべての公立小中学校で食に関する年間指導計画を策定する。②朝食の喫食率(毎日)を当該年度の全国平均以上にする。③給食における野菜の残食率を5%以内にする。④体力合計点(満点80点)を当該年度の平均以上にする。

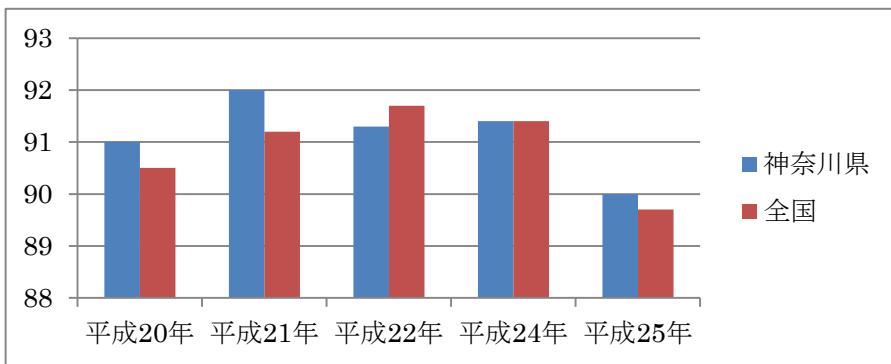
初めに、これらの目標①の結果は平成20年度66.0%、平成21年度71.0%、平成22年度75.0%、平成23年度75.3%、平成24年度100%、平成25年度100%であった。この結果から分かるように目標は達成された。

続いて②の毎日の朝食の喫食率についてだ。



⁶ 栄養教諭普通免許状を持ったものが指導でき、子供が健康に生活できるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を身につけさせることを指導している。このため、食に関する指導（学校における食育）の推進に中核的な役割を担う「栄養教諭」制度が創設され、平成17年度から施行されたものである。

上図は小学 5 年生の朝食の喫食率である。

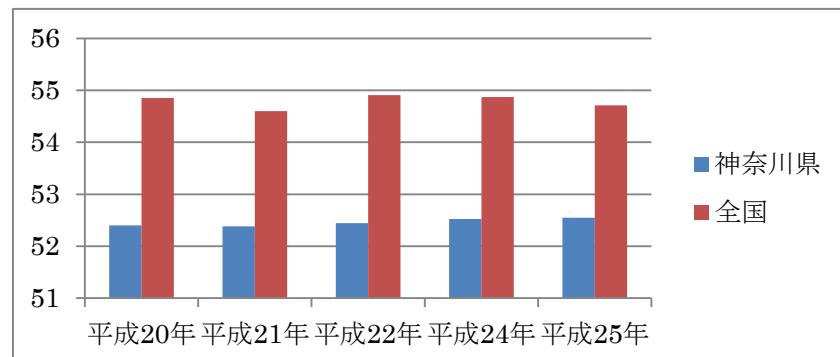
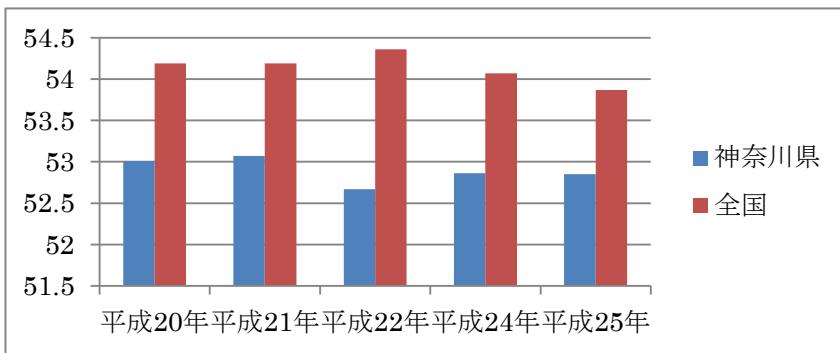


上図は小学 5 年生の女子の朝食の喫食率である。男子に関しては全国平均よりもやや低く平成 25 年度には女子とともに全国平均を上回る結果となつたが、朝食の喫食を促すものが必要とも取れる。

次に③の給食における野菜の残食率を 5% 以内にするという目標の結果は平成 20 年度 9.9%、平成 21 年度 9.3%、平成 22 年度 8.4%、平成 23 年度 7.5%、平成 24 年度 6.8%、平成 25 年度は平成 26 年度に調査という結果であった。この結果から目標は達成されていないものの年々野菜の残食率は減少傾向にある。

最後に④の体力合計を平均以上にするという目標の結果である。

以下は上から小学 5 年生男子、小学 5 年生女子の結果である。



この結果から全国平均には届かないものの、調査項目によっては緩やかな上昇傾向が見られる。体力の向上においては、直接要因(運動習慣等)と間接要因(朝食、睡眠時間等)が密接に関係しており、中でも生活習慣の影響が非常に強いと言われている。

以上の4項目の結果②～④で食育は私たちの生活に変化をもたらすと考えられる。また、結果①の学校における食育を基に学校ごとの年間指導計画と現在はなっているが、これでは学校ごとでばらつきが出るため、全国の学校共通の年間指導計画のもととなるものを次で述べる。

次に二つ目の具体例として栄養教諭が行っている食育の視点から、北海道が進めるどさんこ食育推進プランを見てみる。このどさんこ食育推進プランは平成17年に第1次が作られ、平成21年に第2次が取り入れられ、今回のプランは第3次の者である。

初めに全国でも早くから食育に力を入れてきた北海道民の食育への関心度は平成19年全国が75.1%に対し北海道民は77.3%、平成20年全国が72.2%に対し北海道民は72.6%、平成21年全国が71.7%に対し北海道民は66.9%、平成22年度全国が70.5%に対し北海道民は73.3%、平成23年度全国が72.3%に対し北海道民は73.1%、平成24年度全国が74.2%に対し北海道民は88.2%という結果であった。この結果から平成24年度には北海道が目標としている9割に近づいており、概ね全国平均と同程度推移しており、全国平均を上回っている北海道民の関心の高さが窺える。

最後に北海道の栄養教諭の配置制度を見てみる。北海道は426人で全国1位となっており、次いで大阪府420人、兵庫県331人となっている（平成25年度4月）。また、道県の市町村食育推進計画作成率は兵庫県の97.6%が全国1位となっており、次いで青森県97.5%、愛知県96.3%となっている。北海道は全国平均の65.3%を下回り、26.3%となっている（平成25年度3月）。この結果から栄養教諭の普及率が全国1位にも関わらず、食育推進計画が作られないまま、栄養教諭が普及している。食育を広めるためにも、栄養教諭の負担を減らすためにも、食育推進の基準となるものをつくる必要がある。

第2節 JA横浜の話に基づく食農教育の分析

前項の食育の関する課題の分析の他に、食農教育に関する分析を行うためJA横浜生活文化部及び、地域ふれあい課にお話を伺いに行った。以下にその話の内容をまとめる。

JA横浜において行われている食農教育プランは主に3つある。それは①農業体験、農教育を通じた食農教育の推進。②地場産学校給食を通じた食農教育の実施。③市民と一体になった食教育の取り組みである。

①の農業体験、農教育を通じた食農教育の推進に関しては、全国でJA横浜でしか行われていない「食農教育マイスター制度」の認定と支援を行っている。「食農教育マイスター制度」とは平成21年度から開始した、地域で食農教育活動に取り組んでいる組合員個人または団体を「食農教育マイスター」として認定し、活動を支援する制度である。

「食農教育マイスター」の活動内容は栽培指導や収穫体験、地域の伝統食や行事の伝承などである。それに対してJA横浜は体験農業活動等の1事業に対しにつき個人20,000円、団体30,000円を上限に資材費、燃料費、学習教材費、講義などに対する活動助成金を交付している。また「食農教育マイスター」には食や農に関する基本的な知識の習得や子供たち、地域の市民に自信を持って教えられるように、一般社団法人「食の検定協会」が実施する食検受験を奨励している。また回数制限はあるものの食検の受験料に関しても助成を行っている。お話を聞きに行った平成26年10月では142に個人団体が「食農教育マイスター」に認定されている。

②の地場産学校給食を通じた食農教育の実施に関しては地場産一斉給食を行っている。これは生産者が直接学校と契約し、学校給食の食材を搬入、JA(販売課)が定期的にそれを配送している。横浜市地産地消月間(11月)に、市内の小学校約350校を対象に学校給食への食材を一斉供給している。

③の市民と一体になった食教育の取り組みは、若い層、親子対象の食農教育を実施している。これはさまざまな場所で、いろいろな人たちが食育活動を行っており、JAを取り巻く環境とつながりを持ち、ネットワークを構築し食農教育を進めている。JAが主体となり親子対象の収穫体験や料理教室を開いたりしている。またダイエーなどの企業と連携して行うこともあるという。JA側は食農教育の推進、企業側は集客という目的があるためJA側の農業系の知識と企業側の資金というそれぞれの良いところを合わせて相乗効果を生むことが期待できるからだ。

以上の三点が話の概要となる。JA横浜様から聞いた話の中で出てきた課題は主に各学校の食農教育に対する力の入れ方に斑があることだ。例えば以前食農教育を大切という考えを基に食農教育を強く推進していた校長が転勤し、新たにってきた校長は食農教育に対し積極的でないと学年ごと教育の内容が変わってきてしまう。またそれは学年ごとだけではなく学校ごとでもいえる。これには食農教育が学校ごとの方針で決まるのではなく、全国的に統一された基準に基づき実施されるべきと考える。

またJAでは小学生ならば学年ごと食農教育で伝える内容は変化するとも言われた。これには6年間の教育期間の中で単年度だけ食農教育するのではなく、持続的にかつそれが一貫性を持っていないと効果がない。

さらに以前から指摘されていた教育者の知識不足、鍛度不足の指摘も出された。実際子供たちに教える食農は高度でなくとも指導者もある程度の知識が必要である。教育現場ではこの知識不足のため食農教育が総合の時間に行なうことを敬遠する理由の一つにあげられている。この問題が解消されない限り食農教育を行っても子供たちに正確な知識を持つてもらうことは難しくなる。その為にも食農教育を円滑に進めるだけの知識を持った教職員、外部からの専門知識を持った農家等が必要となってくる。

第4章 政策提言

第1節 学習指導要領の改訂

現在新学習指導要領の総合的な学習の時間は「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようとする。」と定められた第1目標に基づき各学校がその内容を決めている。また以下のことを考慮するように義務付けられている。

- (1) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。
- (2) 地域や学校、児童の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。
- (3) 第2の各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会とのかかわりを重視すること。
- (4) 育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること。
- (5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。
- (6) 各教科、道徳、外国語活動及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。
- (7) 各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。
- (8) 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めること。
- (9) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。

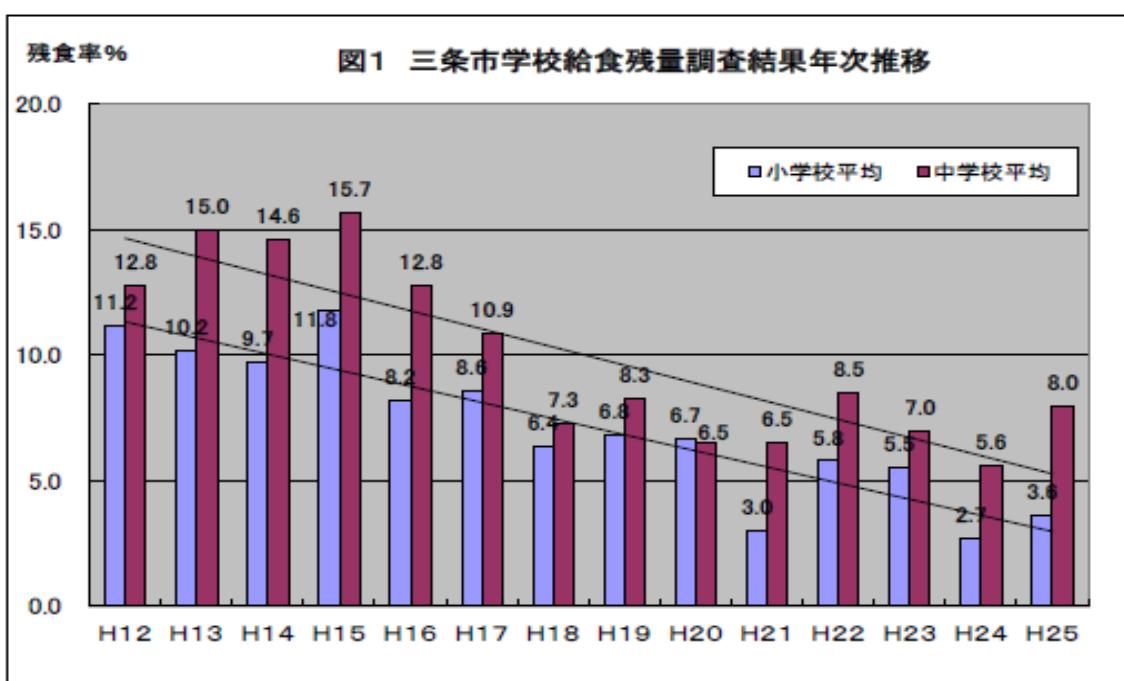
これまでの指導要領に関しては食や農業に関しては考慮に入れていない。しかし近年の食の外部化や栄養の方よりは成人になってからでは修正しにくいのが実状であり、これは小さい時から国民全員が学び、未来永劫とまではいかずとも成人になってからも規則正しい食生活を行っていきたいと私たちは考える。

現在総合的な時間の内容を各学校が決めている現状では、分析でも述べたように学校ごとに班ができてしまい食農教育を学んだ生徒とそうでない生徒に分かれてしまう。私たちが政策提言としてこの総合的な時間の活用方法として食農教育を導入し、各学校が必ず食農教育を児童に学ばせる機会を作らせることを提言する。

また今までの先行研究、分析からわかった食農教育を実施する際に課題となる問題等を改善していくことが可能な内容を掲示しようと考えている。

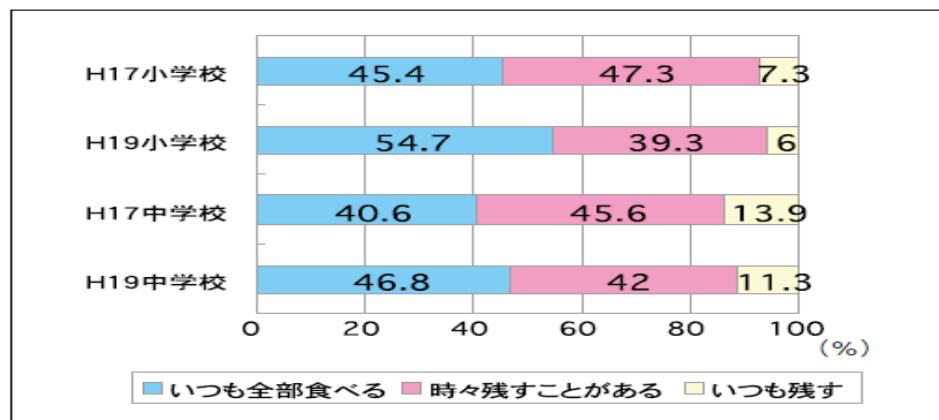
まず食育面から子供たちの給食の残食率についてだ。食農教育を通じて食の大切さ、農業を通じて生産者の苦労を自ら体験することでいのちの大切さを食べ物への感謝を学んでもらい給食の残食率を下げることを目標とする。

現状の給食の残食率についての調査例を2つ下記にあげる。
一つ目は新潟県三条市健康づくり課食育推進室の調査である。これは三条市内の小中学校の給食の喫食率を調査し食育の推進及び学校給食の充実を目標とした調査である。



上図が調査結果である。年々残食率は減少傾向にあるがもっとも低くとも3.0ポイント、平均は7.6ポイントである。この結果に対し今後の取り組みとして地場産野菜を使った給食を行い、興味を持ってもらう。食に関する指導や給食指導において、和食のもつ栄養的また文化的な価値を伝え、食事と真面目に向き合う姿勢を育む。などが上がった。

2つ目に(独)日本スポーツ振興センターの「平成19年度 児童生徒の食生活等実態調査報告書」である。



上図は学校給食を全部食べる児童生徒の年次比較である。いつも残すと回答した児童の平均は9.6ポイントもいる。

以上の事より残食率は減少傾向にあるとはいえた依然残食率は高いものであり、何らかの対策を講じなければ更なる現象は見込めないと懸念される。私たちは指導要綱の中に取り入れる食農教育の評価基準として給食の残食率年平均3.0ポイント以下を目標にしてもらう。また以前から若者の朝食を抜く傾向がある。これに関しても食農教育を通じて食の大切さを学んでもらい朝食の喫食率を上げることを目標とする。

また給食の献立を子供たちが自ら考えることにより給食の残食率を減少することができる。その際親子で献立等を考えてももらう機会を作ることで保護者にも食農教育に関心を持つてもらうことを期待する。いくら子供たちが食農教育を学んでも小さいころの食事を作るのは保護者である。保護者にも食農教育を理解してもらうことで、家庭で栄養の取れた食事を促していく効果を見込める。

次に食農教育面からの課題で教育に一貫性がないことだ。JA横浜で聞かせていただいた話によると食農教育は学年ごと教える内容が異なってくるという。今まで食農教育を行ってきた教育現場では単年度のみなど一貫性と持続性に欠けた。そこで私たちはその2つを解決するために小学校では毎年食農教育を行うことを義務付ける。

第2節 食農教育マイスター制度の導入

前項で食農教育を学校ごと行ってもらうことを決めたがそれには未だ課題がある。先行研究、分析から分かったのは夏休みなどの長期休み中や普段の管理の難しさや、食農教育を行う教職員の知識不足、鍛錬度不足である。

例えば稲作を行うにしても子供達や職員は毎日田んぼの仕事をしているわけにはいかない。水の管理や雑草取りなどの農作業には日常管理が必要であるが、その手のかかりようが食農教育を行うに当たり二の足を踏ませてしまう。

また学校職員が食農教育に関しての専門的知識を習得するには時間がかかる。その為子供たちに教育できるまでの労力を考えると、食農教育を導入することに難色を示しやすい。

こういった問題を解決するために地域の農家が学校側と連携して子供たちに食農教育するケースが多い。その多くは学校からの要請ではなく、長年その学校に協力してきた農家が多い。しかし農家もボランティアとはいえた多くのコストを抱えてしまうことになる。

そこで以前より JA 横浜が行っている「食農教育マイスター制度」を県ごとに認定し一定の個人、団体を食農教育マイスターに認定することで学校側に専門的な知識を持った人材を供給でき、子供達にはしっかりと農業体験を行える。また食農教育を地域ぐるみで行うことにより子供たちに継続的に食農教育を感じてもらえることが期待できる。

先行研究・参考文献・データ出典

-
- ・埼玉県立総合教育センター(2009)『「生きる力をはぐくむ食農教育推進に関する調査研究」～県内小・中・高・特別支援学校における「食農教育」に関する実態調査～』
http://www.center.spec.ed.jp/d/h18/h18_da07/h18_da07.pdf
 - ・清水池義治(2011) 「地元農家組織と連携した食農教育の実践-名寄市立大学保健福祉学部教養教育科目「北海道の農と食」の事例から-」『地域と住民』p133
 - ・林美香子(2013) 「「農都共生」のために、食農教育を」『月刊 JA』6月号 p6
 - ・神井 弘之(2003) 「食農教育の現状とこれからの課題」『農林水産政策研究所 レビュー』p69
 - ・安井文「効果的な食農教育の推進」『教育ファーム』<http://www.c-garage.net/hohoemi/main.html>
 - ・埼玉県立総合教育センター(2009)『「生きる力をはぐくむ食農教育推進に関する調査研究」～県内小・中・高・特別支援学校における「食農教育」に関する実態調査～』
http://www.center.spec.ed.jp/d/h18/h18_da07/h18_da07.pdf
 - ・内閣府「食育推進基本計画 参考資料集」
<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/html/siryo-0.html>
 - ・全校種の学習指導要領の総則に「学校における食育の推進-神奈川県」
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/709217.pdf>
 - ・食育ホームページ「元気もりもり道産子の食育」-「どさんこ食育推進プラン」【北海道食育推進計画(第3次)】
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/data/advance/file/01honbun.pdf>
 - ・文部科学省「栄養教諭制度の概要」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/04111101/003.htm
 - ・農林水産業の理解促進のための取組
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/367482.pdf>
 - ・学校給食における食育と栄養教諭配置の成果
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2009/07/21/1281458_15.pdf
 - ・平成25年度三条市給食残量調査結果報告書
<http://www.city.sanjo.niigata.jp/common/000080348.pdf>
 - ・文部科学省新学習指導要綱総合的な時間
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/sougou.htm